

8 婦人保護施設における独自基準検討項目の概要（案）

（1）安全・安心の確保

① 非常災害時における備蓄用非常食等の確保

条例化の概要	施設は非常災害時における備蓄用として、非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない旨を規定。
趣 旨	施設における災害対応の強化を図る。

（2）処遇の向上

② キャリアパスの整備

条例化の概要	施設は職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うよう努めなければならない旨を規定。
趣 旨	職員の能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うことにより、職員がやりがいを持って働き続けることができる職場環境の整備を促進する。

③ 処遇の評価や改善の取組等の県への報告

条例化の概要	入所者の処遇の向上に関する施策の推進を図るため、知事が別に定めるところにより、処遇の評価及び改善の取組等について報告を求めたときには、施設は協力しなければならない旨を規定。
趣 旨	県は、施設から報告を受けることにより、サービス提供の状況等を把握・分析し、サービスの向上に繋がる施策の推進を図る。

④ 木材利用の推進

条例化の概要	木には、安らぎを与える効用や室内の断熱性、調湿性等の優れた性質が認められることから、施設整備において、木材の利用に配慮しなければならない旨を規定。
趣 旨	木の優れた特性が、入所者の処遇に有効であることから、内装等の木質化を推進する。

⑤ 食べる意欲を高める食事の提供

条例化の概要	施設は、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない旨を規定
趣 旨	食べることは単なる栄養の摂取だけでなく生活の質の維持・向上に寄与する重要な意義をもつため、季節等に合わせた旬の素材を活用した行事食・郷土食などを取り入れ、入所者の食べる意欲の維持・向上を意識した献立の工夫を施設に促すことにより、規則的な食事の摂取による入所者の生活の質の維持・向上を図る。